

紀の川市環境基本計画

快適で環境と調和するまち
～ともに自然と生きよう～



令和 2 年 3 月



紀の川市

市長からのメッセージ

「快適で環境と調和するまち」

～ともに自然と生きよう～



平成17(2005)年11月7日に那賀郡打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町の5つの町が合併して誕生した紀の川市は、令和2(2020)年で15周年を迎えようとしています。

これまでの本市は、第1次紀の川市長期総合計画のもと、旧町の枠を超えた一体感の醸成と均衡ある発展を目指し、調和あるまちづくりに取り組んできました。これらを継承し、あらためて将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針である第2次紀の川市長期総合計画を平成30(2018)年に策定したところです。

これらを踏まえ、上位計画である長期総合計画と整合性を保ち、良好な環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、ここに「紀の川市環境基本計画」を策定いたしました。

本市は豊かな自然環境に恵まれ、多くの地域資源や歴史的資源を有しています。この恵みをいつまでも享受できるよう努力するとともに、さらに将来の世代に継承していかねばなりません。

しかし、近年の急激な社会情勢の変化や生活様式の変化に伴い自然との調和が崩され、市民生活が阻害されるような事態も起こりつつあります。

また、便利で快適な暮らしが求められる中、資源の大量消費・廃棄、大気や水の汚染、地球温暖化など地球規模の環境問題も深刻化しており、このような課題に適切に対応するためには、行政だけでなく、市民、事業者の方々など、地域社会で生活する全ての人々が課題を共有し行動することが重要です。

「紀の川市環境基本計画」では、私たち一人ひとりが自分たちと環境とのかかわりを深く認識し、市民、事業者、市それぞれの役割のもと連携・協力し、本計画を進めてまいりたいと考えておりますので皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力賜りました紀の川市環境保全対策審議会委員の皆様、貴重なご意見、ご提言を賜りました皆様方に心から厚くお礼を申し上げます。

令和2年3月

紀の川市長 中 村 慎 司

目 次

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と趣旨	3
2. 計画の位置づけ	5
3. 計画の期間	6
4. 対象とする環境の範囲	6
5. 計画の構成	7

第2章 紀の川市の現況

1. 地域の現況	1 1
(1) 位置及び地理的状况	1 1
(2) 気象的特性	1 1
(3) 人口動態	1 3
(4) 産業動向	1 5
(5) 商業	1 6
(6) 土地利用状況	1 7
(7) 観光	1 8

第3章 紀の川市の課題と方向性

1. 自然環境に係る課題	2 1
2. 生活環境に係る課題	2 1
3. 快適環境に係る課題	2 2
4. 地球環境に係る課題	2 2

第4章 紀の川市の目指すべき環境像と目標

1. 目指すべき将来像	2 7
2. 紀の川市の目標	2 8

第5章 目標実現に向けた取り組み

1. <自然環境>身近な自然環境を守り育んでいくまちづくり	3 1
2. <生活環境>安心して健やかに暮らせるまちづくり	3 3
3. <快適環境>快適さと豊かさを感じるまちづくり	3 6
4. <地球環境>地球環境の保全にできることから始めるまちづくり	3 8

第6章 計画の推進と進行管理

1. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
2. 進行管理指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 対象とする環境の範囲
5. 計画の構成

第 1 章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と趣旨

紀の川市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）は、紀の川市環境保全条例（以下「環境保全条例」という。）第 10 条に基づく本市の環境行政の基本計画であり、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

本市では、平成 17 年 11 月に、良好な環境を保全する施策の基本となる事項を定め、市民の良好な環境を保全することを目的に制定され、様々な施策を実施してまいりました。

近年においては、生活環境の保全、ごみの再資源化が図られるなど、本市の環境行政に一定の進展がみられるものもありますが、一方で、地球規模での温暖化問題や循環型社会の構築、東日本大震災後のエネルギー政策の見直しなど、新たな課題への対応も求められています。

このような状況を踏まえて、紀の川市が環境自治を行う上で必要となる総合的な環境施策の指針を明らかにするため、環境基本計画を策定することとしました。

近年の主要な環境をめぐる社会情勢の変化

地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none">➤ IPCC 第 5 次評価報告書により、気候システムの温暖化に疑う余地はなく、20 世紀半ば以降の温暖化の主な要因は、人間の影響による可能性が極めて高いと発表されました。➤ 地球温暖化対策のさらなる推進に向け、平成 27(2015)年 12 月の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で令和 2（2020）年以降の温暖化対策に関する国際的枠組み「パリ協定」が採択されました。
東日本大震災後の電源構成の変化	<ul style="list-style-type: none">➤ 平成 23（2011）年度に発生した福島第一原子力発電所事故により、原子力発電の安全性に対する懸念が高まり、結果として日本の全ての原子力発電所の稼働が順次停止されました。➤ 原子力発電所稼働停止による電力不足を補うため、火力発電所の再稼働・増設が行われ、平成 26（2014）年度における日本国内の電力源のうち火力発電が占める割合は約 88%と大幅な増加

	<p>となりました。一方、風力、地熱、太陽光などの新エネルギーの占める割合は約3%に留まっています。</p>
循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 経済成長と人口増加に伴う廃棄物排出量が増大しており、令和 32 (2050) 年の世界全体の廃棄物発生量は、平成 22 (2010) 年の 2 倍以上になると予測されています。 ➤ わが国では、新たに投入される天然資源の量は減少、リサイクル (再生利用) される物質の量は増加し、省資源型への移行が進みつつありますが、リデュース (廃棄物等の発生抑制)、リユース (再使用) の取り組みが遅れているほか、廃棄物等から有用資源を回収する取り組みも十分に行われているとはいえない状況にあります。
生物多様性の保全に向けた新たな目標の提示	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成 14 (2002) 年の COP6 で採択された「生物多様性条約戦略計画」が平成 22 (2010) 年で目標年次を迎えたことから、COP10 では平成 23 (2011) 年から令和 2 (2020) 年の世界目標となる新戦略計画 (愛知目標) が採択されました。 ➤ 「愛知目標」では、生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施することを目的に、20 の個別目標が定められました。
その他の社会情勢の変化	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成 21 (2009) 年に、微小粒子状物質による大気汚染に関わる環境基準が公示されました。 ➤ 平成 24 (2012) 年に、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 (環境教育等促進法)」が施行され、環境問題に関わる「協働」の位置づけが明確化されました。 ➤ 平成 24 (2012) 年に、「都市の低炭素化の促進に関する法律 (エコまち法)」が施行され、コンパクトなまちづくりの方向性が示されました。 ➤ 平成 27 (2015) 年に「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法)」が施行されました。 ➤ 平成 27 (2015) 年に「国連持続可能な開発サミット」が開催され、人間、地球及び繁栄のための

	<p>行動計画として、宣言及び持続可能な開発目標（SDGs※1）を掲げ、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。</p>
--	---

※1 「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称。

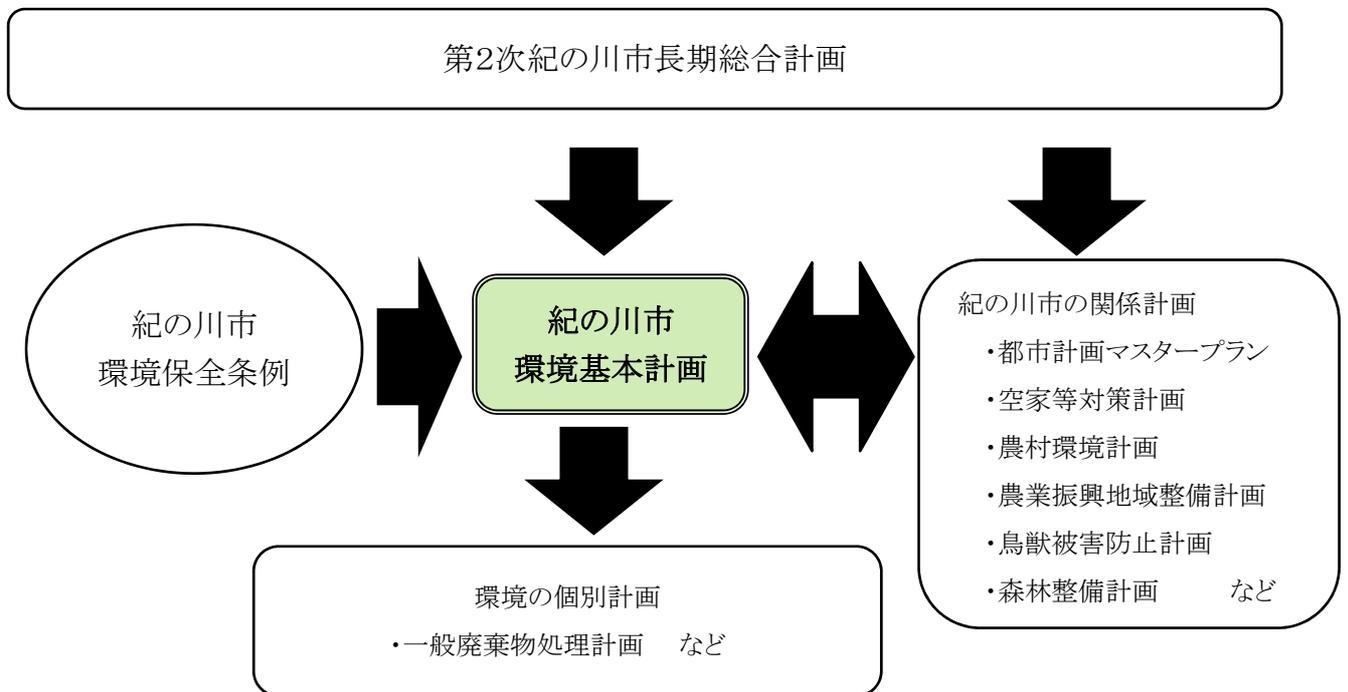
平成27(2015)年に国連サミットで採択されたもので、国連加盟193カ国が平成28(2016)年から令和12(2030)年の15年間で達成するために掲げた目標のこと。

2. 計画の位置づけ

本計画は「第2次紀の川市長期総合計画」を環境面から補完し具現化するものとして策定します。

また、関連計画との整合を図ることで、市の計画として一貫性のあるものを目指します。

本計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画の期間は、上位計画である「第2次紀の川市長期総合計画（以下「長期総合計画」という。）」との整合性を図るため、最終年度を長期総合計画の次年度の令和9（2027）年度と設定し、令和2（2020）年度から令和9（2027）年度までの8年間とします。

ただし、本市の環境や社会情勢が大きく変化した場合については、必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

4. 対象とする環境の範囲

対象とする環境の範囲は、「自然環境」、「生活環境」、「快適環境」、「地球環境」の4分野とします。

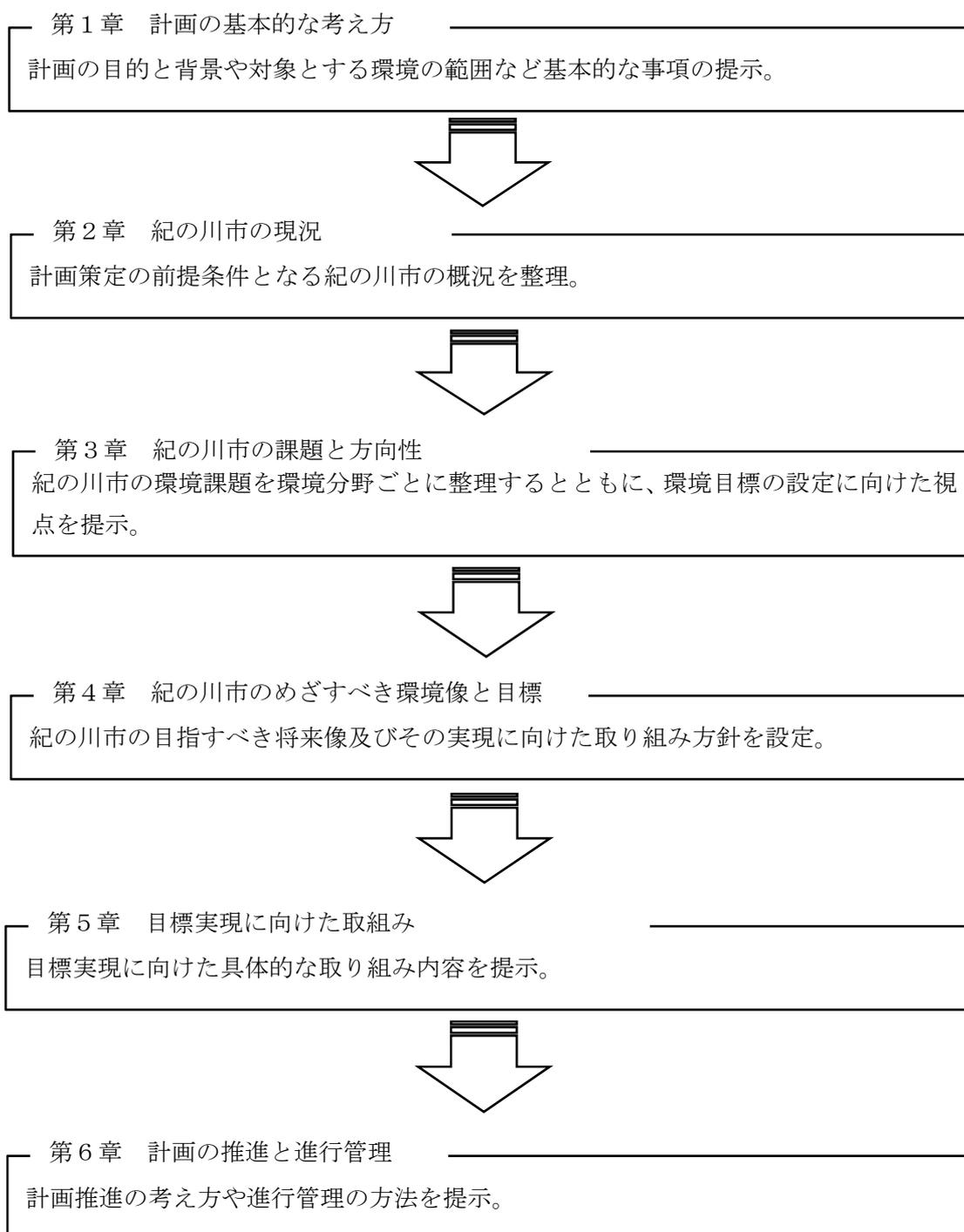
対象とする環境の範囲

環境の分野	分野を構成する要素
自然環境	動植物や生態系に関わる分野です。地域の豊かな自然の保全・創出などに関わるような要素を含みます。
生活環境	日常の生活活動に関わる分野です。都市化やそれに伴う様々な事象で、健康や安全、公園・緑地などに関わるような要素を含みます。
快適環境	生活にやすらぎと潤いを与える分野です。環境美化や景観、歴史・文化などに関わるような要素を含みます。
地球環境	地域や国を超えたグローバルな視点に立った分野です。資源循環や地球温暖化など生活の身近な行動が与える地球への負荷に関わるような要素を含みます。

5. 計画の構成

本計画の構成及び各章の内容を以下に示します。

計画の構成



第2章 紀の川市の現況

1. 地域の現況

- (1) 位置及び地理的状況
- (2) 気象的特性
- (3) 人口動態
- (4) 産業動向
- (5) 商業
- (6) 土地利用状況
- (7) 観光

第2章 紀の川市の現況

1. 地域の現況

(1) 位置及び地理的状況

紀の川市は、和歌山県の北部に位置し、西は岩出市及び和歌山市、東はかつらぎ町、南は海南市及び紀美野町、北は大阪府（岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市）に接しています。また、近畿圏の中心である大阪府（大阪府庁）には直線距離で約50km、関西空港までは約20kmという位置関係にあります。

総面積は、228.2km²であり、和歌山県の全体面積の約5%に相当し、広ぼうは東西に19.4km、南北に19.1kmとなっています。

地形的には、北に和泉山脈、南に紀伊山地を控え、この間を、東西に一級河川である紀の川が貫流しています。また、南部からは貴志川が紀の川に合流しており、平地はこれらの河川に沿って発達しています。



(2) 気象的特性

本地域の気候は、瀬戸内気候と南海気候に属しており、晴天の日が多く、黒潮の影響もあって比較的温暖な気候となっています。

本地域の気候概要は、次ページのとおりです。但し、本地域内に測定所がないため、本地域から最も近いかつらぎ測定所の測定結果となります。

近年の年間平均気温は、14.2～15.4℃であり、年間降水量は、1,433.5～1,681.5mmとなっています。

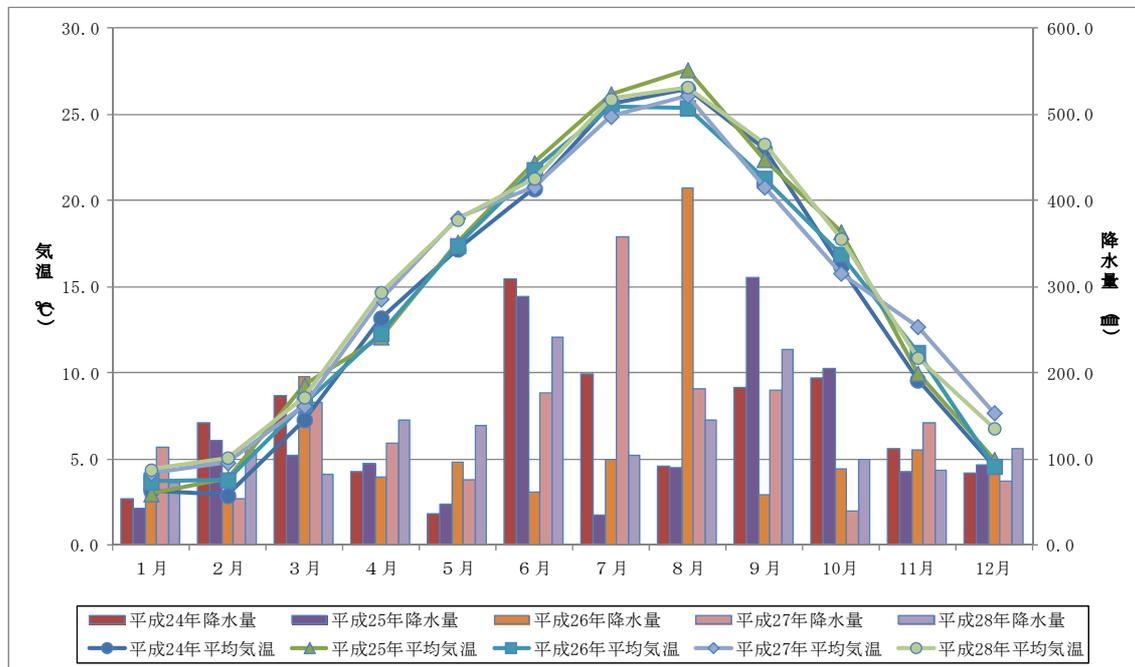
気象概要

	平成24年 (2012年)		平成25年 (2013年)		平成26年 (2014年)		平成27年 (2015年)		平成28年 (2016年)	
	平均気温 (℃)	降水量 (mm)								
1月	3.2	54.0	3.0	42.5	3.7	71.0	4.2	113.5	4.4	73.0
2月	2.9	143.0	3.9	122.5	3.8	56.5	4.8	54.5	5.1	110.0
3月	7.3	173.0	9.3	105.0	8.2	196.0	8.1	166.0	8.6	82.5
4月	13.2	85.5	12.1	94.5	12.3	79.0	14.3	119.0	14.7	145.5
5月	17.2	36.5	17.6	47.0	17.4	96.5	19.0	76.5	18.9	139.0
6月	20.7	309.5	22.2	288.5	21.8	62.0	20.8	176.5	21.3	241.0
7月	25.6	199.0	26.2	35.5	25.5	99.5	24.9	358.0	25.9	104.5
8月	26.5	92.5	27.6	89.5	25.4	415.5	26.1	182.0	26.6	146.0
9月	23.0	183.0	22.4	310.0	21.3	58.5	20.8	180.0	23.3	227.5
10月	16.2	194.5	18.2	204.5	16.9	89.0	15.8	39.5	17.8	100.0
11月	9.6	113.0	10.0	85.5	11.2	110.0	12.7	142.0	10.9	86.5
12月	4.6	83.5	5.0	93.0	4.6	100.0	7.7	74.0	6.8	113.0
年間	14.2	1,667.0	14.8	1,518.0	14.3	1,433.5	14.9	1,681.5	15.4	1,568.5

出典：気象庁HP（かつらぎ測定所）

）：統計を行う対象資料が許容範囲で欠けていますが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱います（準正常値）。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なりますが、全体数の80%を基準とします。

月別の平均気温及び降水量



(3) 人口動態

①人口及び世帯数

紀の川市の人口及び世帯数の推移状況は、下表のとおりです。

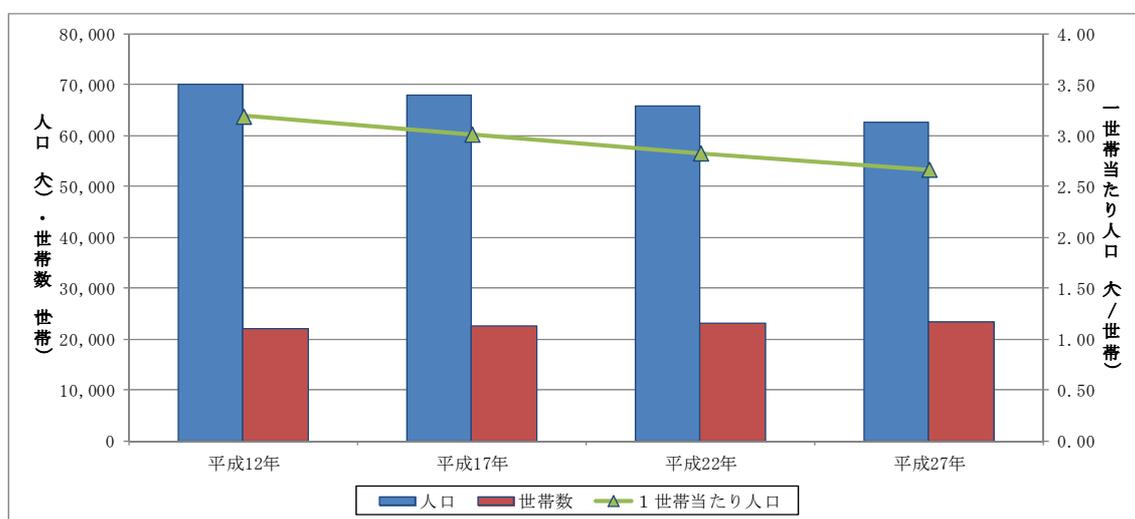
人口が減少傾向であるのに対して世帯数は逆に増加傾向となっています。なお、1世帯当たりの人口及び人口密度は減少傾向となっています。

紀の川市における人口・世帯数

	人口		世帯数 (世帯)	面積 (km ²)	1世帯当たり 人口 (人/世帯)	人口密度 (人/km ²)	
	(人)	増減数 (人)					増減率 (%)
平成12年 (2000年)	70,067	—	—	21,956	228.54	3.19	306.6
平成17年 (2005年)	67,862	-2,205	-3.1	22,508	228.54	3.02	296.9
平成22年 (2010年)	65,840	-2,022	-3.0	23,226	228.24	2.83	288.5
平成27年 (2015年)	62,616	-3,224	-4.9	23,457	228.21	2.67	274.4

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

紀の川市における人口・世帯数



②人口構造

紀の川市の人口構造は、下表のとおりです。

平成22年と平成27年を比較すると、共に生産年齢人口の占める割合が最も高いものの、幼年人口と生産年齢人口の占める割合が減少し、高齢人口の占める割合が増加しており、少子高齢化が進んでいます。5歳区分では、平成22年は60～64歳の占める割合が8.3%で最も高いですが、平成27年は65～69歳の占める割合が8.5%で最も高くなっています。

平成27年における年齢区分別人口は、幼年人口が7,526人（構成比：12.0%）、生産年齢人口が36,199人（同：57.8%）、高齢人口が18,663人（同：29.8%）となっています。

紀の川市における年齢別人口

年齢区分		平成22年 (2010年)				平成27年 (2015年)			
		男 (人)	女 (人)	計 (人)	構成比 (%)	男 (人)	女 (人)	計 (人)	構成比 (%)
幼年人口	0～4歳	1,161	1,127	2,288	3.5	1,069	1,106	2,175	3.5
	5～9歳	1,468	1,333	2,801	4.3	1,266	1,236	2,502	4.0
	10～14歳	1,783	1,657	3,440	5.2	1,505	1,344	2,849	4.5
	小計	4,412	4,117	8,529	13.0	3,840	3,686	7,526	12.0
生産年齢人口	15～19歳	1,784	1,741	3,525	5.4	1,601	1,529	3,130	5.0
	20～24歳	1,521	1,469	2,990	4.5	1,351	1,365	2,716	4.3
	25～29歳	1,540	1,567	3,107	4.7	1,316	1,308	2,624	4.2
	30～34歳	1,693	1,737	3,430	5.2	1,504	1,484	2,988	4.8
	35～39歳	2,002	2,131	4,133	6.3	1,659	1,794	3,453	5.5
	40～44歳	1,881	2,236	4,117	6.3	2,021	2,133	4,154	6.6
	45～49歳	2,050	2,299	4,349	6.6	1,866	2,155	4,021	6.4
	50～54歳	2,029	2,226	4,255	6.5	1,972	2,234	4,206	6.7
	55～59歳	2,368	2,462	4,830	7.3	1,970	2,187	4,157	6.6
	60～64歳	2,699	2,762	5,461	8.3	2,312	2,438	4,750	7.6
小計	19,567	20,630	40,197	61.1	17,572	18,627	36,199	57.8	
高齢人口	65～69歳	2,056	2,285	4,341	6.6	2,586	2,724	5,310	8.5
	70～74歳	1,710	2,074	3,784	5.7	1,886	2,189	4,075	6.5
	75～79歳	1,493	2,006	3,499	5.3	1,464	1,927	3,391	5.4
	80～84歳	1,132	1,724	2,856	4.3	1,143	1,711	2,854	4.6
	85～89歳	478	1,117	1,595	2.4	679	1,270	1,949	3.1
	90～94歳	139	517	656	1.0	213	634	847	1.4
	95～99歳	29	176	205	0.3	39	170	209	0.3
	100歳以上	-	17	17	0.0	3	25	28	0.0
小計	7,037	9,916	16,953	25.7	8,013	10,650	18,663	29.8	
年齢不詳	123	38	161	0.2	90	138	228	0.4	
総数	31,139	34,701	65,840	100.0	29,515	33,101	62,616	100.0	

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

(4) 産業動向

紀の川市の産業の状況は、下表のとおりです。

平成21年と平成26年を比較すると、事業所数、従業者数ともに減少しています。平成26年において産業中分類で事業所数が最も多いものは「卸売業、小売業」であり、従業者数で最も多いものは「製造業」になります。

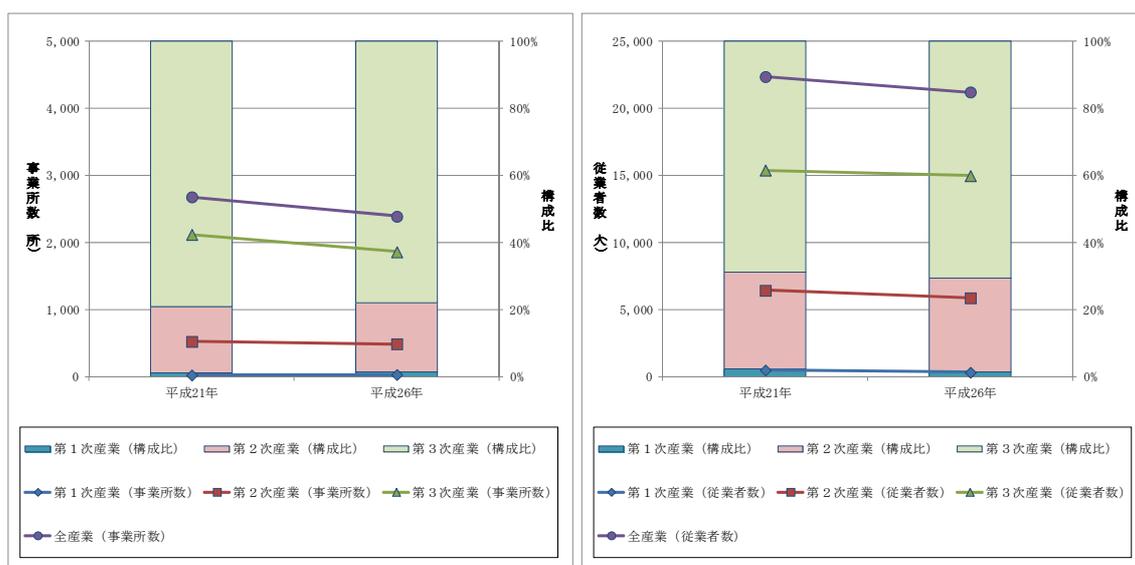
産業別では、第三次産業が70～80%を占めて最も多く、次いで第二次産業が20～30%を占めており、第一次産業は2%未満となっています。

紀の川市の事業所数と従業者数

	事業所数 (所)				従業者数 (人)				1事業所当たり従業者数 (人/所)	
	平成21年(2009年)		平成26年(2014年)		平成21年(2009年)		平成26年(2014年)		平成21年(2009年)	平成26年(2014年)
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	従業者数	構成比	従業者数	構成比		
第1次産業	29	1.1%	36	1.5%	519	2.3%	343	1.6%	17.9	9.5
農業、林業、漁業	29	1.1%	36	1.5%	519	2.3%	343	1.6%	17.9	9.5
第2次産業	530	19.8%	493	20.6%	6,448	28.8%	5,889	27.7%	12.2	11.9
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	270	10.1%	243	10.2%	1,346	6.0%	1,115	5.3%	5.0	4.6
製造業	260	9.7%	250	10.4%	5,102	22.8%	4,774	22.5%	19.6	19.1
第3次産業	2,124	79.2%	1,864	77.9%	15,411	68.9%	14,996	70.6%	7.3	8.0
電気・ガス・熱供給・水道業	6	0.2%	4	0.2%	68	0.3%	59	0.3%	11.3	14.8
情報通信業	10	0.4%	6	0.3%	47	0.2%	23	0.1%	4.7	3.8
運輸業、郵便業	64	2.4%	60	2.5%	1,243	5.6%	1,317	6.2%	19.4	22.0
卸売業、小売業	771	28.7%	616	25.7%	4,659	20.8%	4,283	20.2%	6.0	7.0
金融業、保険業	24	0.9%	20	0.8%	217	1.0%	208	1.0%	9.0	10.4
不動産業、物品賃貸業	70	2.6%	64	2.7%	189	0.8%	231	1.1%	2.7	3.6
学術研究、専門・技術サービス業	66	2.5%	62	2.6%	254	1.1%	235	1.1%	3.8	3.8
宿泊業、飲食サービス業	229	8.5%	196	8.2%	1,220	5.5%	1,060	5.0%	5.3	5.4
生活関連サービス業、娯楽業	259	9.7%	227	9.5%	992	4.4%	817	3.8%	3.8	3.6
教育、学習支援業	140	5.2%	128	5.3%	1,336	6.0%	1,261	5.9%	9.5	9.9
医療、福祉	209	7.8%	229	9.6%	3,360	15.0%	3,780	17.8%	16.1	16.5
複合サービス事業	31	1.2%	23	1.0%	390	1.7%	262	1.2%	12.6	11.4
サービス業(他に分類されないもの)	226	8.4%	206	8.6%	823	3.7%	830	3.9%	3.6	4.0
公務(他に分類されるものを除く)	19	0.7%	23	1.0%	613	2.7%	630	3.0%	32.3	27.4
全産業	2,683	100.0%	2,393	100.0%	22,378	100.0%	21,228	100.0%	8.3	8.9

出典：経済センサス基礎調査（平成21年、平成26年）

紀の川市の事業所数と従業者数



(5) 商業

紀の川市の商業（卸売業、小売業）の状況は、下表のとおりです。

平成19年と平成26年を比較すると、卸売業、小売業ともに全ての項目（事業所数、従業者数、年間販売額、売場面積（小売業のみ））で減少しています。

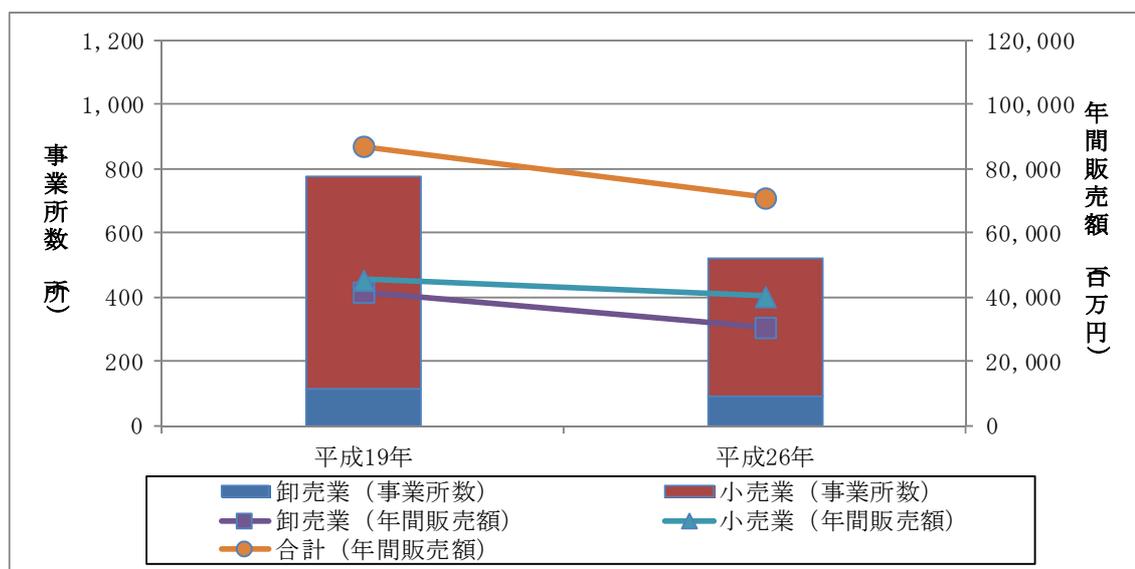
平成26年における商業全体の事業所数は521所（平成19年比33%減）、従業者数は3,021人（同32%減）、年間販売額は約710億円（同18%減）となっています。

紀の川市の卸売業・小売業の状況

		平成19年 (2007年)	平成26年 (2014年)	増減数
卸売業	事業所数 (所)	113	90	-23
	従業者数 (人)	961	511	-450
	年間販売額 (百万円)	41,698	30,707	-10,991
小売業	事業所数 (所)	664	431	-233
	従業者数 (人)	3,493	2,510	-983
	年間販売額 (百万円)	45,408	40,290	-5,118
	売場面積 (㎡)	79,862	60,425	-19,437
合計	事業所数 (所)	777	521	-256
	従業者数 (人)	4,454	3,021	-1,433
	年間販売額 (百万円)	87,106	70,998	-16,108

出典：和歌山県統計年鑑

紀の川市の卸売業・小売業の状況



(6) 土地利用状況

紀の川市の地目別土地利用状況は、下表のとおりです。

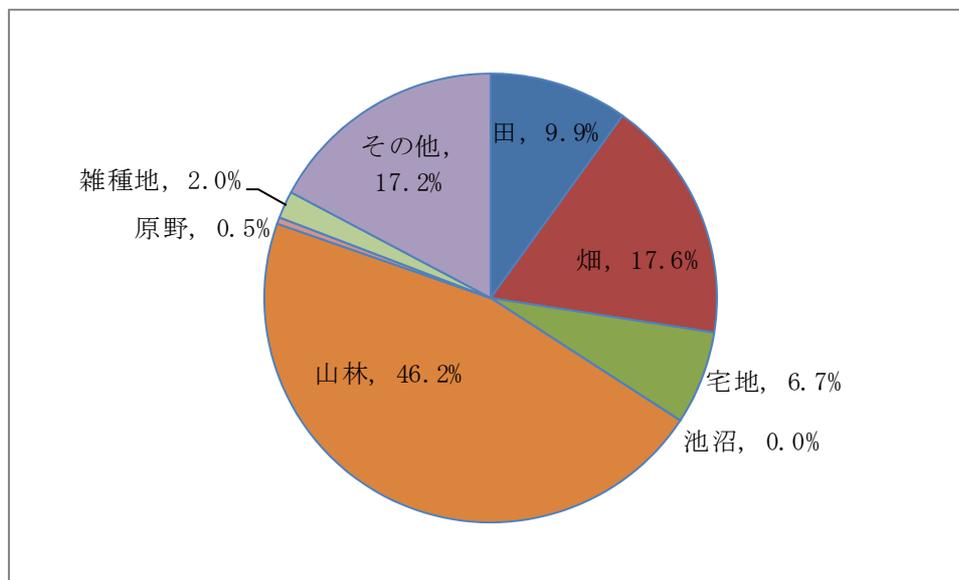
平成27年の地目別土地利用状況は、山林の占める割合が46.2%で最も高く、次いで畑が17.6%を占め、以下、その他（構成比17.2%）、田（同9.9%）、宅地（同6.7%）の順になっています。

紀の川市の地目別土地利用状況

	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)
田 (千㎡)	20,993	20,496	20,104	19,460	17,826
畑 (千㎡)	34,641	34,627	34,780	34,748	31,577
宅地 (千㎡)	12,330	12,364	12,443	12,545	12,112
鉱泉地 (千㎡)	0	0	0	0	0
池沼 (千㎡)	12	12	12	12	12
山林 (千㎡)	93,209	93,041	92,991	92,612	83,058
牧場 (千㎡)	0	0	0	0	0
原野 (千㎡)	1,260	1,219	1,212	1,146	852
雑種地 (千㎡)	3,443	3,425	3,534	3,476	3,526
その他 (千㎡)	29,778	30,303	30,421	30,681	30,935
計 (千㎡)	195,666	195,487	195,496	194,680	179,898

出典：和歌山県統計年鑑
備考：各年1月1日現在

紀の川市の地目別土地利用状況



(7) 観光

紀の川市の観光客数は、下表のとおりです。

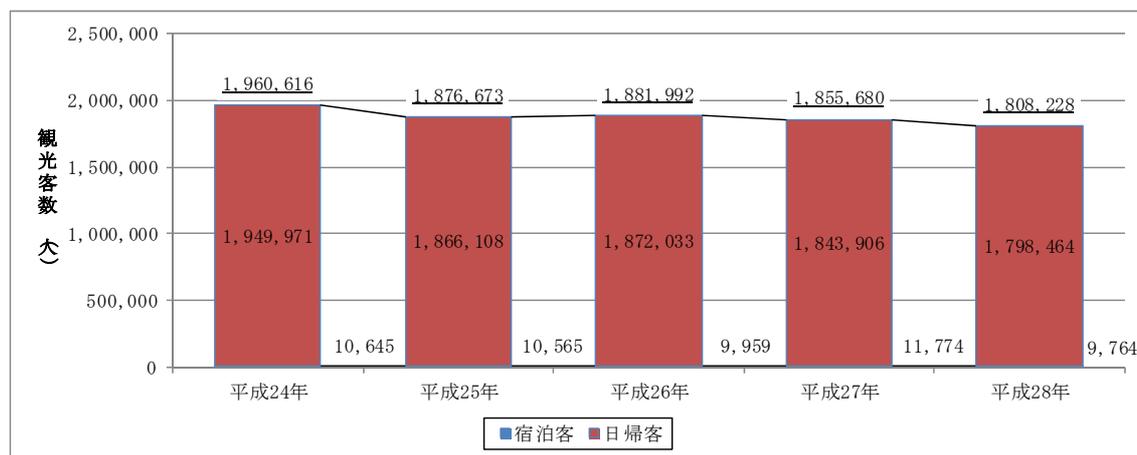
観光客数は減少傾向にあり、平成28年は平成24年比約8%減の約181万人となっています。

紀の川市の観光客数

	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)
宿泊客 (人)	10,645	10,565	9,959	11,774	9,764
日帰客 (人)	1,949,971	1,866,108	1,872,033	1,843,906	1,798,464
合計 (人)	1,960,616	1,876,673	1,881,992	1,855,680	1,808,228

出典：観光客動態調査報告書（和歌山県）

紀の川市の観光客数



第3章 紀の川市の課題と方向性

1. 自然環境に係る課題
2. 生活環境に係る課題
3. 快適環境に係る課題
4. 地球環境に係る課題

第3章 紀の川市の課題と方向性

紀の川市の環境課題を、環境分野（「自然環境」、「生活環境」、「快適環境」、「地球環境」）の4分野ごとに整理しました。

1. 自然環境に係る課題

(1) 動植物の生息・生育環境の保全

- ・森林の多面的な機能を発揮させるために、森林の保全・育成を図る必要があります。
- ・特定外来生物による生態系への被害を防止するために、周知・啓発を進めるとともに、住民協力のもと防除・駆除などの適切な対応策を検討する必要があります。

(2) 里地・里山（中山間地域）の保全

- ・里地・里山の有する自然環境や自然景観を保全する活動を推進していく必要があります。
- ・農地や里山の保全・育成のため、農林業従事者を育成するとともに、区・自治会、民間団体等との連携体制等を検討する必要があります。
- ・有害鳥獣等による農地・中山間地域への被害を防止するために、防除・駆除などの適切な対応を実施していく必要があります。

(3) 自然に親しみ学ぶことの支援と啓発

- ・市民の自然環境に対する理解や関心を高めるために、森林や水辺をふれあいの場、健康的な活動の場として有効利用できるよう、整備を進める必要があります。
- ・自然体験や環境学習などへの参加を促進し、市民が自然環境などに対する意識を向上させていく必要があります。

2. 生活環境に係る課題

(1) 良好な生活環境の保全

- ・公害の未然防止に向けて、大気・水質・騒音・振動及び有害化学物質などの状況を継続的に把握していく必要があります。
- ・生活環境の悪化につながる日常生活上の行為や事業活動については、指導・啓発を継続していく必要があります。
- ・不適切な野焼きに関する周知の徹底とともに、各関係機関と連携した対応を継続していく必要があります。

- ・公共用水域の水質改善のため、適切な生活排水処理の更なる普及を進める必要があります。

(2) 身近な緑地の保全・活用

- ・公園や緑地の整備を進め、民間企業等の協力も得ながら、市民の憩いの場としての活用について、検討していく必要があります。
- ・身近な緑地の創出に向け、まちなかの緑化を継続していくとともに、市民による緑化活動を推進していく必要があります。
- ・空き地等で雑草の繁茂による景観上、衛生上の悪化が問題となっていることから、現況把握を進めるとともに、適切な管理を促す体制づくりを進める必要があります。

3. 快適環境に係る課題

(1) 環境美化の推進

- ・関係機関との協力のもと、不法投棄の防止に向けた取り組みを継続していく必要があります。
- ・ごみのポイ捨てがないまちを目指し、より一層の周知と啓発とともに、市民による美化活動を推進していく必要があります。

(2) 良好な景観の形成

- ・地域ごとの多種多様な景観を維持・創出していくために、地域の特色に合わせた整備の方向性を周知し、建築物の用途・規模・形態などを誘導していく必要があります。
- ・空き家の管理や活用方法について検討していく必要があります。

(3) 歴史・文化の保全・活用

- ・歴史的・文化的資源の保護に向けた取り組みを継続していくとともに、次世代へ伝統行事や民俗を正しく継承していく必要があります。
- ・歴史・文化の保護意識の高揚を図るため、市民が歴史・文化に触れる機会の拡充を進め、文化財の重要性の普及・啓発に努めていく必要があります。
- ・歴史・文化は重要な観光資源でもあることから、これらの適切な整備、活用を図る必要があります。

4. 地球環境に係る課題

(1) 資源の有効活用の促進

- ・循環型社会の形成に向けて、ごみの種類ごとの収集方法や処理方法など制度面の見

直しを進めるとともに、住民説明会や学校教育・生涯学習などの機会を通じた周知・啓発活動を進め市民による（※1）3R（Reduce・Reuse・Recycle）活動を推進していく必要があります。

※1 Reduce(リデュース)・・・物を大切に使い、ごみを減らすこと。

Reuse (リユース)・・・使える物は、繰り返し使うこと。

Recycle(リサイクル)・・・ごみを資源として新しい製品を生み出すこと。

- ・事業所から排出されるごみについても、減量化やリサイクルの推進について、排出事業者及び処理業者に対し啓発・指導を行っていく必要があります。

（2）地球温暖化対策の促進

- ・更なる省エネの促進に向けて、市民や事業者への啓発活動や学校等での環境教育を進め、環境負荷の少ない日常生活上の行動や事業活動の普及を図っていく必要があります。

第4章 紀の川市の目指すべき環境像と目標

1. 目指すべき将来像
2. 紀の川市の目標

第4章 紀の川市の目指すべき環境像と目標

1. 目指すべき将来像

本市は、平成17年に新たに誕生した紀の川市として「いきいきと力をあわせたまちづくり 夢あふれる紀の川市」を将来像とする「環境にやさしいまち ～自然をたいせつにしよう～」を望ましい環境像として取り組んできました。

しかしながら、近年の少子高齢化と人口減少はさらに進み、経済活動の衰退など本市を取り巻く環境が変化しており、今後も新たな課題や社会情勢の変化が予想されます。そこで、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向について基本的な指針として平成30（2018）年度を初年度とする第2次紀の川市長期総合計画が策定されました。

今回の計画策定にあたり、本計画の目指すべき環境像を第2次紀の川市長期総合計画の方向性と同じくすべき環境像として設定いたしました。

快適で環境と調和するまち
～ともに自然と生きよう～

本市は、環境への負荷の少ないまちを目指すとともに、市民が美しく、快適な環境の中で安心して暮らすことのできる、快適で環境と調和したまちを目指します。

そして、現在の市民だけでなく、将来の市民も含めて環境の恵みを享受できるように、本市の豊かな環境をよりよいかたちで次の世代へと継承します。

さらに、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっているという意識を持ち、地球環境に配慮したまちを目指します。

2. 紀の川市の目標

紀の川市の目指すべき環境像の実現に向けて、次の4つの基本目標を掲げ、市民・事業者・行政が協働して計画を推進していきます。

- ① **自然環境** 身近な自然環境を守り育ていくまちづくり

山、河川など、自然環境や美しい景観の保全を守るとともに、これら自然環境が与えてくれる恩恵に触れ、身近な自然の価値を再認識することにより、多様な動植物が息づく豊かな自然環境を守り育ていきます。

- ② **生活環境** 安心して健やかに暮らせるまちづくり

安心して生活できる環境を維持するため、住環境に与える日常生活や事業活動に配慮するとともに、より良い生活環境の創造に向けて協働していくことで、健康で安心して日々の生活を送れる環境を保持、創造していきます。

- ③ **快適環境** 快適さと豊かさを感じるまちづくり

古くから受け継がれてきた美しく秩序ある景観や、市内に点在する歴史的建造物や伝統・民俗を守り受け継いでいくことで、まちの誇りや愛着を深め、ずっと住み続けたいと感じる快適な環境を形成していきます。

- ④ **地球環境** 地球環境の保全にできることから始めるまちづくり

私たちの日常生活や事業活動から生じる環境への負荷は、地球環境にも影響を与えています。一人ひとりが自らの問題として捉え、地域から地球環境保全に資するため、日常生活や活動の中で、資源の有効活用や地球温暖化の防止に取り組んでいくことで、未来のためにできることを進めていきます。

第5章 目標実現に向けた取り組み

1. <自然環境>身近な自然環境を守り育ていくまちづくり
2. <生活環境>安心して健やかに暮らせるまちづくり
3. <快適環境>快適さと豊かさを感じるまちづくり
4. <地球環境>地球環境の保全にできることから始めるまちづくり

第5章 目標実現に向けた取組み

本章では、環境分野ごとの取組み内容を「市の役割」と「市民・事業者の役割」に分けて整理しました。

1. <自然環境> 身近な自然環境を守り育てていくまちづくり

自然環境に係る計画体系

個別目標	環境施策
① 動植物の生息・生育環境を保全しよう	■ 森林の保全
	■ 水辺の保全
	■ 特定外来生物対策の推進
② 里地・里山の環境を守ろう	■ 農地の保全
	■ 里地・里山（中山間地域）の保全
	■ 有害鳥獣対策の推進
③ 自然に親しみ学ぼう	■ 自然環境教育の充実
	■ 自然環境保全活動の推進

（1）市が主となって取り組んでいくこと（市の役割）

① 動植物の生息・生育環境を保全しよう

■ 森林の保全

良好な森林環境の保全に向けて、市主体の森林整備を継続するとともに、森林整備の中心的担い手となる林業従事者の育成を進めます。

- 森林機能の維持・回復に向けた森林整備事業の推進
- 林業従事者や後継者の育成・確保

■ 水辺の保全

水生動植物に配慮した河川・河岸整備を進め、環境の負荷を低減することにより、豊かな河川環境の保全を進めます。

- 水生動植物に配慮した河川・河岸整備

■ 特定外来生物対策の推進

特定外来生物による被害の防止に向けて、市ホームページや広報を用いた正しい知識を周知するとともに、駆除や防除などの対策を進めます。

- 特定外来生物に関する周知・啓発
- 特定外来生物の駆除・防除の推進

② 里地・里山の環境を守ろう

■農地の保全

多様な動植物の生息・生育環境でもある農地の保全に向けて、農業従事者の確保とともに、耕作放棄地・遊休農地の防止に努めます。また、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、交付金を活用した農地やため池等の保全管理を推進します。

- 多様な農業の担い手の育成及び新規営農者への支援
- 遊休農地の実態把握と発生防止・解消などを目的とした農地利用状況の把握
- 耕作放棄地・遊休農地の利活用
- 地域協働による農地、農業用水、農村環境の保全活動を推進

■里地・里山（中山間地域）の保全

里地・里山の保全活動を普及するため、伝統的な里地・里山の利用、管理方法の再評価、保全活動に繋がる新たな利活用法の導入、市民や団体など多様な参加促進方策などの視点について検討を行います。また、活動に必要な助言や技術的なノウハウの提供を行い、里地・里山の自然環境を保全する活動を推進します。

- 里地・里山の利用、管理方法の再評価
- 新たな里地・里山の利活用方法の導入
- 多様な主体による里山保全活動の参加促進に向けた方策の検討
- 技術支援の充実

■有害鳥獣対策の推進

有害鳥獣による被害の防止に向けて、駆除や防除などの対策を進めます。

- 有害鳥獣の駆除・防除の推進
- 捕獲従事者の確保に向けた取り組みの推進

③ 自然に親しみ学ぼう

■自然環境教育の充実

市民や子どもが自然と触れ・学ぶ場と機会を創出することで、自然環境の大切さについて啓発を進めます。

- 学校教育・生涯学習における自然体験学習の充実
- 自然観察会の開催・充実
- 自然環境を活用した野外活動の場の整備

■自然環境保全活動の推進

人と自然の共生関係を築き上げていくため、自然環境保全施策に対する関係機関との連携体制を強化するとともに、環境保全ボランティアなどへの支援・情報共有を行い、自然保護に関わる取り組みを推進していきます。

- 自然環境保全施策に対する関係機関との連携体制の強化

- 環境ボランティアなどへの支援・情報共有

(2) 市民・事業者が日常の生活や活動の中で取り組んでいくこと（市民・事業者の役割）

●市民が取り組んでいくこと

- 動植物の生息・生育環境保護のための活動に取り組みましょう。
- 市民農園などを利用して農業に携わりましょう。
- 地域における農地・農業用水・農村環境の保全活動に参加しましょう。
- 自然体験学習や自然観察会に参加し自然環境への理解・関心を高めましょう。
- 有害鳥獣や特定外来生物に関する正しい知識を身につけましょう。

●事業者が取り組んでいくこと

- 事業活動や開発の際には、生態系の保全に十分配慮しましょう。
- 耕作放棄地・遊休農地の利活用に協力しましょう。

2. <生活環境> 安心して健やかに暮らせるまちづくり

生活環境に係る計画体系

個別目標	環境施策
① さわやかな空気を確保しよう	■大気汚染物質の監視・規制
	■不適切な野焼きへの対策
② 清らかな水を確保しよう	■水質汚濁物質の監視・規制
	■適切な排水処理の促進
③ 快適な音環境のまちにしよう	■騒音・振動の監視・規制
④ 有害化学物質の汚染防止に努めよう	■有害化学物質の監視・排出抑制
⑤ 身近な緑を守り育てよう	■身近な緑の創出・適正管理の推進

(1) 市が主となって取り組んでいくこと（市の役割）

① さわやかな空気を確保しよう

■大気汚染物質の監視・規制

県と連携し、「大気汚染防止法」などの関係法令の規制・指導を行います。

- 県と連携した事業所等に対する規制・指導

■不適切な野焼きへの対策

パトロールや意識啓発を通じた不適切な野焼きの未然防止に努めるとともに、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」や「紀の川市環境保全条例」などの関係法令に基づく指導・対処を行います。

- 不適切な野焼きの未然防止

- 不適切な野焼きに対する指導、関係機関と連携した対処

② 清らかな水を確保しよう

■水質汚濁物質の監視・規制

県と連携した調査の実施及び公共用水域等の水質の現況把握を継続するとともに、事業所等に対しては「水質汚濁防止法」などの関係法令に基づく規制・指導を行います。

- 県と連携した調査の実施
- 水質の現況把握
- 事業所等に対する規制・指導

■適切な排水処理の促進

公共用水域の水質保全に向けて、下水道整備地区における公共下水道への早期接続や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進、浄化槽の維持管理など適切な生活排水の処理を進めるための支援・意識啓発を行います。

- 下水道整備事業の促進
- 浄化槽の適正管理について啓発
- し尿及び生活雑排水の水洗化率の向上
- 合併処理浄化槽の普及促進

③ 快適な音環境のまちにしよう

■騒音・振動の監視・規制

事業活動に伴う騒音・振動に対して「騒音規制法」や「振動規制法」などの関係法令に基づく規制・指導を行うとともに、近隣騒音の防止に向けた啓発や指導を行うことで、静穏な生活空間の保全に努めます。

- 事業活動に伴う騒音・振動の規制・指導
- 近隣騒音防止に向けた意識啓発・現場確認・指導

④ 有害化学物質の汚染防止に努めよう

■有害化学物質の監視・排出抑制

ダイオキシンやアスベスト、農薬などによる汚染防止を図り、有害化学物質による被害を防止します。

- ダイオキシンに関わる規制・指導
- アスベストの飛散対策の推進
- 農薬危害防止に向けた啓発

⑤ 身近な緑を守り育てよう

■身近な緑の創出・適正管理の推進

市民による緑化・植花活動を支援し、生活空間に花と緑のあふれる潤いとやすらぎのあるまちづくりを推進します。また、都市公園では、計画的な整備に努めるとともに、市民と協働した維持管理を進め、市民の憩いと安らぎの場としての活用を進めます。

- 市民参加による緑化や緑地の維持管理の促進
- 公園緑地の計画的整備

(2) 市民・事業者が日常の生活や活動の中で取り組んでいくこと（市民・事業者の役割）

●市民が取り組んでいくこと

- 調理用油など環境負荷の大きいものは直接排水口に流さないようにしましょう。
- 公共下水道整備済み区域では、下水道へ接続しましょう。
- 公共下水道整備区域及び農業集落排水事業区域以外の地域では、合併浄化槽を設置しましょう。
- 近所迷惑となる騒音は出さないようにしましょう。
- 身近な生活空間に花や緑を増やす活動に参加しましょう。
- 公園や緑地の維持管理活動へ参加しましょう。
- 緑化・美化活動等に積極的に参加しましょう。

●事業者が取り組んでいくこと

- 不適切な野焼きはやめましょう。また、農業などに伴うやむを得ない野焼きにおいても、風向や風量、時間帯などを考慮し、周辺環境に悪影響を与えないように努めましょう。
- 事業活動に起因する排ガス及び排水については、規制基準を遵守し、排出量の削減に努めましょう。
- 事業活動に起因する騒音・振動については、規制基準を遵守し、騒音・振動の低減に努めましょう。
- 有害化学物質や農薬など、環境に悪影響を与える恐れのあるものを取り扱う際には、法令を遵守し、適切な管理を徹底しましょう。

3. <快適環境> 快適さと豊かさを感じるまちづくり

快適環境に係る計画体系

個別目標	環境施策
① 清潔なまちをつくろう	■ポイ捨て・不法投棄対策の推進
	■環境美化活動の推進
② 美しい景観を保全整備しよう	■秩序ある土地利用の推進
	■まち並み景観の向上
③ 歴史・文化に親しみ守ろう	■歴史・文化的資源の保護・活用
	■歴史・文化の保護意識高揚

(1) 市が主となって取り組んでいくこと（市の役割）

① 清潔なまちをつくろう

■ポイ捨て・不法投棄対策の推進

関係機関と協力した啓発活動や、市広報を用いたペットの飼育マナーの周知・啓発、環境パトロールの実施による不法投棄の未然防止などにより、ごみを放置しない、させない環境の形成に努めます。

- ポイ捨て防止に向けた啓発活動の推進
- ペットの飼育に関するマナーの周知・啓発
- 環境パトロールの実施

■環境美化活動の推進

区・自治会のボランティア団体等による、清掃活動などの環境美化活動を支援すること、より一層まちの美化を進めます。

- 環境美化活動への支援

② 美しい景観を保全整備しよう

■秩序ある土地利用の推進

計画的な土地利用を推進するため、用途地域を指定し、周辺環境に与える影響が大きい建築物などについては適正な指導、助言に努めます。

- 用途地域の指定及び変更による計画的な土地利用の推進

■まち並み景観の向上

適切に管理されていない空き地・空き家については、所有者に対する指導・啓発を通じた適正管理を推進するとともに、活用方法を検討していきます。また、屋外広告物に関しては、違法な広告物を設置した者に対する指導など、周辺環境に配慮した規制・誘導を進めます。

- 空き地・空き家対策の推進

- 屋外広告物の秩序ある規制・誘導

③ 歴史・文化に親しみ守ろう

■歴史・文化的資源の保護・活用

歴史的建造物や文化財、伝統行事や民俗の保護に向けて、歴史・文化に関する調査研究を進め、適切な維持管理を行うとともに、健康資源としての活用を進めます。

- 歴史・文化の調査研究の推進
- 文化財、旧跡、歴史的建造物等の維持管理・活用

■歴史・文化の保護意識高揚

歴史・文化への関心を高め文化財保護意識の高揚を図るため、講演会や体験学習などを通じて市民が歴史・文化に触れ学ぶ機会の拡充を進めます。

- 歴史・文化に触れ学ぶ機会の拡充

(2) 市民・事業者が日常の生活や活動の中で取り組んでいくこと（市民・事業者の役割）

●市民が取り組んでいくこと

- ポイ捨てや不法投棄はやめましょう。
- 自分の所有する土地であっても、ごみや不用品などを放置しないようにしましょう。
- ペットの飼育に関する正しいマナーを身につけましょう。
- 清掃活動など地域の環境美化活動に参加しましょう。
- 空き地・空き家の所有者は、定期的な状況把握を行うとともに、必要に応じ、修繕や除草、不法投棄に対する対策を講じるなど、適正な管理に努めましょう。
- 自らが歴史・文化の担い手として伝統行事や民俗を次世代に継承していきましょう。
- 本市の歴史や文化に関する講演会や体験学習などに参加し、地域の歴史・文化への関心を高めましょう。

●事業者が取り組んでいくこと

- 建設や開発の際には、周辺環境との調和に配慮しましょう。
- 地域の一員として周辺環境の美化活動に取り組みましょう。

4. <地球環境> 地球環境の保全にできることから始めるまちづくり

地球環境に係る計画体系

個別目標	環境施策
① 資源を大切に使う	■一般廃棄物の減量化・再使用・再生利用の推進
	■事業系一般廃棄物の発生抑制の推進
	■廃棄物の適正処理の推進
	■産業廃棄物の適正管理の推進
② 地球温暖化の防止に努めよう	■温室効果ガスの排出抑制

(1) 市が主となって取り組んでいくこと（市の役割）

① 資源を大切に使う

■一般廃棄物の減量化・再使用・再生利用の推進

ごみの分別やリサイクルの促進に向けて、広報やホームページ、住民説明会や学校教育・生涯学習などの機会を通じた周知や啓発を進めます。

➤ (※1) 3R 推進活動の促進・強化

※1 Reduce(リデュース)・・・物を大切に使い、ごみを減らすこと。

Reuse (リユース)・・・使える物は、繰り返し使うこと。

Recycle(リサイクル)・・・ごみを資源として新しい製品を生み出すこと。

■事業系一般廃棄物の発生抑制の推進

事業系ごみの減量と分別などの周知や、事業系ごみの減量化・資源化に関する啓発を進めます。

➤ 事業系ごみの減量化・資源化促進

■廃棄物の適正処理の推進

区・自治会や市民の意見を集約し、ごみ収集・運搬体制の効率化に向けた体制の見直しなどを検討していきます。

➤ 効率的なごみ収集・運搬体制の確立

■産業廃棄物処理施設の適正管理の推進

産業廃棄物処理施設の設置に際しては、周辺環境に十分配慮し住民意見を尊重します。

また、民間業者による不法投棄、不適正処理などの違法行為の防止に向けて監視体制の強化を図るとともに、違反行為が明らかになった場合は速やかな行政指導及び処分を行うよう国・県などの関係機関に要請します。

➤ 産業廃棄物処理施設設置時の周辺環境の配慮・住民意見の尊重

➤ 産業廃棄物の不法投棄、不適正処理の防止に向けた監視体制の強化

➤ 産業廃棄物の不法投棄、不適正処理に対する行政指導・処分の国・県等への要請

② 地球温暖化の防止に努めよう

■温室効果ガスの排出抑制

情報発信や啓発活動、環境教育を通じ、家庭や事業所における省エネルギー化の取り組みの普及を推進していきます。

- 家庭や事業所における省エネルギー化の推進
- 公共施設における省エネルギー化の推進

(2) 市民・事業者が日常の生活や活動の中で取り組んでいくこと（市民・事業者の役割）

●市民が取り組んでいくこと

- エコバックの持参や、詰め替え商品の選択など、日常生活からごみを出さない工夫をしましょう。
- リサイクル活動や資源回収事業に協力しましょう。
- 節電・節水を心掛け、省エネルギー行動を実践しましょう。
- アイドリングストップなどのエコドライブを実践しましょう。
- 公共交通機関や自転車など温室効果ガス排出の少ない移動手段を活用しましょう。

●事業者が取り組んでいくこと

- 消費者にエコバックや容器を持参するように働きかけましょう。
- 事業活動に伴うごみの排出量の削減に努めるとともに、分別を徹底しましょう。
- 節電・節水を心掛け、省エネルギー行動を実践しましょう。
- アイドリングストップなどのエコドライブを実践しましょう。

第6章 計画の推進と進行管理

1. 計画の推進体制
2. 進行管理指標

第6章 計画の推進と進行管理

1. 計画の推進体制

本計画を推進し、目指すべき環境像を実現するためには、個々の立場で取り組むことはもちろん、各主体の役割のもと連携、協力していくことが重要となります。

そのため、市民・事業者・行政の各主体が環境に対する意識を高く持ち続け、本計画に関わる全ての人々が一体となって協働できる体制を構築していきます。

■市の責務

- 市は、良好な環境の保全に関する総合的及び基本的な施策を策定し、これを実施するよう努めなければならない。(紀の川市環境保全条例 第3条)
- 市は、良好な環境を保全するために率先して環境への負荷の低減に努め、市民及び事業者に対し知識の普及を図るとともに、良好な環境を保全するために行われる活動を育成し、地域の良好な環境づくりが図られるように努めなければならない。(紀の川市環境保全条例 第4条)

■事業者の責務

- 事業者は、その事業活動を行うに当たり、これに伴う環境への負荷の低減に努め、良好な環境を損なうことのないよう常に配慮するとともに、必要な対策及び措置を講ずるよう努めなければならない。(紀の川市環境保全条例 第5条)
- 事業者は、市が実施する良好な環境の保全に関する施策に積極的に協力しなければならない。(紀の川市環境保全条例 第6条)

■市民の責務

- 市民は、常に環境への負荷の低減に努めるとともに、地域の良好な環境の保全に努めなければならない。(紀の川市環境保全条例 第7条)
- 市民は、市が実施する良好な環境の保全に関する施策に積極的に協力しなければならない。(紀の川市環境保全条例 第8条)

推進体制のイメージ

市民の役割

身近な自然を大切にします。
環境にやさしい生活を心がけます。
地域の環境保全活動へ積極的に参加します。
市が実施する環境施策へ協力します。

事業者の役割

環境法令等を順守します。
事業活動において、環境に配慮した取組みを実施します。
地域の環境保全活動へ積極的に参加し、協力します。
市が実施する環境施策へ協力します。

協働

市の役割

環境負荷を低減するための各種施策を実施します。
市民や事業者の取組を支援します。
環境に関する情報を収集し、提供します。

2. 進行管理指標

進行管理指標

環境の分野	指 標		現況値 平成30年度 (2018)	現況値 令和9年度 (2027)
	指標名	単位		
自然環境	人工林の間伐実施率	%	35.3	45.0
	狩猟免許保持者数	人	227	270
生活環境	し尿及び生活雑排水の水洗化率	%	67.0	75.0
	公害苦情件数	件	45	45
快適環境	地域美化実施地区数	地区	128	130
	空き地管理指導に対する対処率	%	79.5	90.0
	市指定文化財の数	件	108	110
地球環境	生活系ごみ1人1日あたりの平均排出量	g	667.7	657.6
	ごみ資源化率	%	11.2	13.0

紀の川市環境基本計画 令和2年度（2020）～令和9年度（2027）
快適で環境と調和するまち ～ともに自然と生きよう～

発行 令和2年3月
編集 紀の川市市民部 生活環境課
〒649-6492 紀の川市西大井338番地
TEL:0736-77-2511(代表)
FAX:0736-77-0914

